

まち運営会議（第 71 回）議事録（概要）

平成 28 年 1 月 28 日 18:30～20:45、 自由が丘会館 3F

議長 木村常在

報告事項

- ① 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）案の説明

（目黒区都市計画課長）

資料 上記の概要版（平成 27 年 12 月 東京都・特別区・26 市 2 町）

- ② 都市再生推進法人の取得に向けた取組の経過報告

（目黒区地区整備事業課長）

資料 都市再生推進法人制度と官民連携まちづくり

●渡辺代表 本日はご出席ありがとうございます。まずは、新年おめでとうございます。今年も昨年同様よろしくお祝い申し上げます。いま日本は第 1 級の寒波に見舞われています。でも間もなく節分で、熊野神社では豆まきの年男、年女を募集しています。昨年を振り返ると、中国経済の減速とその影響の日本や世界への波及、中東の内戦とそれに伴う子供や難民の悲惨な状況があります。明るい面ではラグビーワールドカップでの五郎丸選手をはじめ日本選手の活躍がありました。また安倍首相の強引な手法には一長一短があるように見受けられます。商店街振興組合は 11 月末に国家戦略特区の認定を受けました。ジェイ・スピリットも都市再生推進法人の指定を 4 月には受けられるよう準備しているところです。12 月には都計道 127 号線に関する整備方針（案）が発表されました。今日の第 71 回まち運営会議は、前半にこれらの説明と報告を目黒区の担当課長さんをお願いして、後半の時間はささやかですが新年会を行う予定です。よろしくお祝いいたします。

●都市計画課長 資料に沿ってご説明します。これについてのご意見・ご提案を、この表紙下部に記載されているように求めていますのでよろしくお祝いいたします。（以下、下記の内容等の説明があった。）

・道路整備の「基本理念」と「基本目標」

「四つの基本目標」

「活 力」・・・都市活力の強化

「防 災」・・・都市防災の強化

「暮らし」・・・安全で快適な都市空間の創出

「環 境」・・・都市環境の向上

・優先整備路線の選定の考え方

道路整備の四つの基本目標を踏まえ、東京全体を捉えた将来像や地域的な課題解決に向け、それぞれの視点から六つの選定項目を設定し、選定することとしました。なお、選定に当たっては、事業の継続性や実現性などを踏まえ、総合的に判断しました。

選定項目

（地域的な課題）

1 骨格幹線道路網の形成

2 自動車交通の円滑化

3 高度な防災都市の実現

4 地域の安全性の向上

5 拠点形成と拠点間連携

6 地域のまちづくりへの貢献

（拠点周辺の混雑・公共交通の導入空間 等）

（避難路・延焼遮断・災害時救援救護 等）

（生活道路の通過交通・自転車・バリアフリー 等）

（交通結節機能・地域拠点アクセス 等）

（まちづくりとの連携・地域のにぎわい軸 等）

☆127 号線が選定項目 5（基本目標の活力・暮らしに相当）と選定項目 6（活力・防災・暮らし・

環境に相当)に該当するとして選定されている。

- ・都市計画法第 53 条に基づく「都市計画道路区域内における建築制限の緩和」  
[新たな建築制限の基準] (平成 28 年 4 月 1 日からの施行を予定している。)

当該建築物が、未着手の都市計画道路の区域に含まれ、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであり、次に掲げる要件に該当すること。

- i 市街地開発事業(区画整理・再開発など)等の支障にならないこと。
- ii 階数が 3、高さが 10m 以下であり、かつ地階を有しないこと。
- iii 主要構造物が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- iv 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

●議長 ありがとうございます。質問やご意見をお願いします。

●127 号線の道幅は現計画の 15m のままなのか。

●都市計画課長 そうです。

●現計画では道の西側が約 9m 広がり、東側はあまり影響を受けないことになっているが、そのままか。

●課長 そうです。なぜそうなっているのか、その理由は残っていない。想像であるが、駅前広場を大きくしたいので、西側を広げたのではないか。長い年月で位置関係が決まっているので、見直しは余程のことがないと難しい。

●代表 選定項目の 3 にあるが、自由が丘では避難路や延焼遮断帯の確保は必要だと思う。もう一つ、127 号線はずいぶん前から優先整備路線になっていたのに、なぜこれまで実現できなかったか、その原因を究明することが大事だ。区もまちと一緒に話し合い、検討してもらいたい。

(以下、録音機の電池切れで質疑応答の部分は割愛します。すみません。なお、区はこの整備方針の案がとれた段階で、まちと様々な話し合いの場をもって、整備を進めることになる。また、区はこの案の説明会を 127 号線沿道の住宅地の住民を対象にして翌 1 月 29 日に実施した。)

●議長 都市再生推進法人に関しての報告を地区整備事業課長さんからお願いします。

●課長 これまで何回かこの場でも報告してまいりましたが、今日は資料に沿って、時間の関係でざっとお話いたします。(以下の内容で、資料の説明があり、時間の関係で質疑応答はなかった。)

・都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内におけるまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。

・都市再生推進法人のメリット

\*まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与

\*市町村に対する都市整備計画の提案が可能

\*都市利便増進協定を締結することが可能

(都市利便増進協定とは、土地所有者等とともに締結する、オープンカフェ、広告塔などの施設の日常管理・運営に関する協定)

\*市町村や国等による支援(情報の提供や助言等を受けることができる。)

\*住民参加型まちづくりファンド支援業務(民都機構による支援)の活用

\*その他

・実施する事業イメージ

オープンカフェ、自転車共同利用事業、広告塔の整備管理、まちなか美化清掃活動、歩行者天国等でのイベント開催

・都市再生推進法人として指定を受けている法人は、全国で22法人ある。(H28.1.25時点)

・アンケートの結果 都市再生推進法人を指定した理由と指定されたことによる効果について、指定されたことによる効果(法人の回答)のうち、[想定以上の効果]として挙げられたこと。

\*都市再生推進法人を対象とした補助金を受けられるようになり、事業の可能性が拡大

\*都市利便増進協定制度を活用したイベントを通して法人やその活動の認知が拡大

\*公的な指定を受けて、法人構成員の活気が増進

以上(報告等は約70分間)